

アースガス

【主契約料金表】

大阪ガス供給区域

(西播磨サテライトエリアを除く)

2021年4月1日実施

株式会社アースインフィニティ

本則

1 適用

この主契約料金表は、大阪瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域におけるお客さまで、当社が別途定めるガス供給約款が適用される需要で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金の単価表は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 64,090 円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 64,090 円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価を加えたものといたします。

なお、使用量（ガス料金の算定期間における使用量をいいます。別途定める場合を除き、以下同じです。）が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 50 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合には料金表 C を、使用量が 100 立方メートルをこえ、200 立方メートルまでの場合には料金表 D を、使用量が 200 立方メートルをこえ、350 立方メートルまでの場合には料金表 E を、使用量が 350 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合には料金表 F を、使用量が 500 立方メートルをこえ、1,000 立方メートルまでの場合には料金表 G を、使用量が 1,000 立方メートルをこえる場合には料金表 H を、それぞれ適用いたします。

【アースガス】

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	743.82 円
---------	----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	174.81 円
-------------	----------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,337.51 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	144.52円
------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,603.02円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	139.10円
------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	2,033.22円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	134.71円
------------	---------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	3,436.61円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	127.55円
------------	---------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	3,758.02円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	126.62円
------------	---------

(7) 料金表 G

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	6,842.30円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	120.32円
------------	---------

(8) 料金表 H

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	7,161.71円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	120.00円
------------	---------

【アースガス S】

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	736.23円
--------	---------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	174.81円
------------	---------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,296.58円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	144.52円
------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,504.87円
--------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1立方メートルにつき	139.10円
------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,867.25 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	134.71 円
-------------	----------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	3,173.62 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	127.55 円
-------------	----------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	3,451.25 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	126.62 円
-------------	----------

(7) 料金表 G

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,283.75 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	120.32 円
-------------	----------

(8) 料金表 H

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,577.07 円
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	120.00 円
-------------	----------

3 日割計算

(1) 当社は、次の場合は日割計算し、ガス料金を算定いたします。

- イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日(供給者切替の場合の需給開始日を含みます。)から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
- ロ 開栓(供給者切替の場合を除きます。)によりガスの供給を開始し、または需給契約が終了した場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき
- ハ 需給契約を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき

(2) 日割計算を行う場合のガス料金は、次の日割計算後、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。なお、この場合の2(ガス料金)の適用区分は、日割計算で算出したお客さまのガス使用日数(以下「日割計算対象日数」といいます。)における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算の使用量によります。

① 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

② 従量料金

2(ガス料金)の料金表における1立方メートルあたりの従量料金の単価に日割計算対象日数における使用量を乗じて算定いたします。ただし、従量料金の単価は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を加えたものといたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量 標準熱量……45 メガジュール

最低熱量……44 メガジュール

圧力 最高圧力……2.5 キロパスカル

最低圧力……1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォッベ指数……57.8

最低ウォッベ指数……52.7

5 各種手数料

お客さまからの申し出により、以下の手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月のガス料金と合算してお支払いをいただきます。

発行手数料	請求書郵送	1 件につき【税抜額 100 円, 税込額 (10%時) 110 円】
	払込用紙再発行または再振替手数料	1 件につき【税抜額 200 円, 税込額 (10%時) 220 円】
	支払証明書	1 通につき【税抜額 400 円, 税込額 (10%時) 440 円】
	その他書面での回答	実費相当額

6 その他

その他の事項については、ガス供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2021年4月1日から適用し実施いたします。

別表(原料費調整)

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9476$$

$$\beta = 0.0569$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (64,090 \text{円} - \text{平均原料価格}) \times (0.081 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}))$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 64,090 \text{円}) \times (0.081 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}))$$

なお、原料費調整単価の小数点第3位以下の端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用される従量料金の単価に適用いたします。なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の翌日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の翌日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の翌日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の翌日から9月の検

	針日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の翌日から10月の検針日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の翌日から11月の検針日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日の翌日から翌年の1月の検針日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日の翌日から5月の検針日までの期間

2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料単価算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。